

2022 年度版

全国町村会 災害対策費用保険制度

災害対策費用保険
+
気象アラートサービス

5 気象情報

H ピンポイント天気

各町村のピンポイント天気が表示されます。1時間毎と3時間毎に切り替えて詳細な天気を確認できるほか、週間天気や全国の天気も確認できます。

H 各町村の天気を表示。

I 全国のピンポイント天気も確認できます。

J ALL Menuで切り替え。

ALL Menuから各種気象情報を見ることができます。

- 天気予報
- 衛星画像
- 雨雲レーダー
- 天気図
- 雨量情報
- アメダス
- WNI台風情報
- 気象庁台風情報
- 注意報、警報
- 洪水予報
- 土砂災害警戒情報
- 地震情報
- 津波予報
- 火山情報
- 竜巻注意情報

※これらの情報は、追加・変更されることがあります。
※WNI:株式会社ウェザーニュースの略称



できるだけ早期の避難指示等の発令が住民の命を守ります。

近年、自然災害が増加する状況において、住民の生命・身体の保護を図るために、『できるだけ早期に必要な避難指示等の発令』が強く求められるようになってきました。実際に災害に見舞われた地域の住民からは、もう少し早く避難指示が出ればどこか安全なところへ行けたかもしれない。とにかく早めの注意喚起をして欲しかったという声が出ているのも事実です。

このように町村等に求められる対応のレベルが引き上げられる中で、町村による予防的な避難指示等の発令をできるだけ早期に行なうことが不可欠となってきています。住民の生命・身体の安全を預かる町村等の首長が、迅速かつ適切に予防的な避難指示等を発令することに資するため、「町村等負担の費用の一部を保険金として支払う保険を新たな団体保険制度として創設」し、全国の町村等による相互救済事業(助け合い)の一環として運営します。

2019年度より、地震・噴火・津波による発令を対象とするオプションを導入しており、あらゆる自然災害に対応できる制度となっております。



財政負担

災害が発生し災害救助法が適用されなかった場合、掛かる費用は全て町村の負担となります。

年度	避難指示等の発令数	災害救助法適用市区町村数	災害救助法未適用割合(本制度の対象)
2014	690	17	97.5%
2015	488	21	95.7%
2016	1,757	159	91.0%
2017	2,126	171	92.0%
2018	3,996	309	92.3%
2019	2,831	410	85.5%

災害救助法未適用の災害割合は過去6年間で9割超となっております。

実際にほとんどの災害において掛かる費用が町村の負担となっております。

出典:総務省消防庁ホームページ

気象予測等の情報不足

避難指示等発令の「タイミングのみならず、対象範囲や避難先を選定する」ための情報が不足となっております。

現状では、主に気象庁や都道府県からの情報に加えて、「空振りが続いた場合に住民が避難しなくなるリスク」を極力回避するため、職員による見回りを実施し、タイミングや対象範囲を決定されています。

警戒レベルを用いた避難指示等の発令

*避難指示等に関するガイドライン

警戒レベル	住民が取るべき行動	行動を促す情報	発信者
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保	市町村が発令
警戒レベル4	危険な場所から全員避難	避難指示	
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報	気象庁が発表
警戒レベル1	災害への心構えを高める	早期注意情報	

2020年度改定

「避難所の設置費用」の支払い基準拡大

「避難所の設置費用」の支払い基準は2019年度まで避難者数「1人1日あたり320円を限度とした実費」でしたが、避難者が少ない場合やいない場合、避難所設置費用としてかかった費用のほとんどが、保険金支払いの対象外となっております。

2020年度より、支払い基準を「1人1日あたり330円もしくは1事故10万円のどちらか高い金額を限度とした実費」に改定しております。

2020年度改定により、避難者がいない等の場合でも10万円を限度とした実費を保険金としてお支払いさせていただきます。

災害対策費用保険の概要

補償内容

本保険は、自然災害(注)またはそのおそれが発生し、保険期間中に町村等が町村等の区域における防災を目的とする「避難指示または高齢者等避難を発令」(以下「避難指示等」といいます。)したことにより、次の①から⑧までに掲げる費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。**ただし、災害救助法の適用を受けた災害を除きます。**

(注)大雨、台風、風災、水災、雪災等の自然災害(地震、噴火またはこれらによる津波を除きます。)をいいます。

お支払いする費用の種類

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| ① 避難所の設置 | ⑤ 医療および助産 |
| ② 炊き出しその他による食品の供与 | ⑥ 学用品の給与 |
| ③ 飲料水等の供給 | ⑦ 上記①から⑥までに係る救助のための輸送費 |
| ④ 被服、寝具その他生活必需品の供与または貸与 | ⑧ 応急救助費* |

*2018年度より、消防団員の出動手当を新たに補償しています。
(一部事務組合所属の消防団員の出動手当については対象外になる場合がございます。)

保険金お支払いの要件

保険金お支払いの対象となる事故は〈1〉および〈2〉のいずれも満たす場合となります。

- 〈1〉自然災害またはそのおそれの発生*
- 〈2〉町村等の区域における防災を目的とする、町村等によりなされる避難指示または高齢者等避難の発令

*災害救助法の適用を受けた災害は除きます。

保険金をお支払いできない主な場合(基本補償)

次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - 地震、噴火またはこれらによる津波*
 - 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- など

*地震・噴火・津波オプションに加入の場合は保険金をお支払いいたします。

災害対策費用保険の位置づけ

本保険は、災害救助法に基づく救助費用の対象内容を参考にしつつも、災害救助法とは違った独自の保険適用基準を設定しており、町村が住民の生命・身体の安全のために空振りを恐れず、避難指示等を発令し、災害救助を行うに際して負担する諸費用を可能な限り軽減する制度となります。

参考：避難指示等の種類

- | | |
|---|--|
|  <p>高齢者等避難
避難に時間を要する高齢者、子ども、障害がある方などの要配慮者に対し、避難のための立ち退きを促すもの。
(災害対策基本法第56条)</p> |  <p>避難指示
避難が必要と認める住民に対し、避難のための立ち退きを指示するもの。
(災害対策基本法第60条)</p> |
|---|--|

①～⑧の各費用詳細につきましては、P5以降をご参照ください。

保険料

● 保険期間 2022年5月1日午後4時から2023年5月1日午後4時までの1年間

基本補償	プランA	プランB	プランC
年間支払限度額	2,000万円	1,500万円	500万円
1事故支払限度額	500万円	300万円	100万円
支払割合	避難指示	100%	100%
	高齢者等避難	50%	50%
保険料(一括払)	123万円 +(住民数×23円)	83万円 +(住民数×18円)	51万円 +(住民数×10円)



地震・噴火・津波オプション	1事故支払限度額	年間支払限度額
	300万円	300万円
<p>● 基本補償で対象外としている地震・噴火またはこれらによる津波に起因する避難指示または高齢者等避難を発令したことによる費用(基本補償と同様)をお支払いします。 *お支払いする費用の種類、支払基準、支払期間は基本補償と同じです。 *基本補償同様、高齢者等避難については支払割合(50%)が適用されます。 災害救助法の適用を受けた災害は除きます。</p>		
年間支払限度額	300万円	
1事故支払限度額	300万円	
支払割合	避難指示	
	100%	
支払割合	高齢者等避難	
	50%	
保険料(一括払)	16万円+(住民数×3円) ※年間保険料上限額30万円	

〈保険料計算式〉 オプション加入の場合のみ

基本補償保険料(プランA～プランC) 地震・噴火・津波オプション 合計保険料

円 + 円 = 円

〈具体例〉人口10,867人の町が、プランAに加入し、地震・噴火・津波オプションに加入する場合
1,230,000円+(10,867人×23円)+160,000円+(10,867人×3円)
=1,230,000円+249,941円+160,000円+32,601円=1,672,542円

(※) 高齢者等避難については、支払割合(50%)が設定されています。
認定された費用に50%を掛けた金額が支払われます。(具体的なお支払例については、7ページをご参照ください。)
(※) 避難指示については、支払割合は100%となります。

こんな費用が対象となり、保険金をお支払いします。

※災害救助法に基づく救助費用の対象内容を参考にしておりますが、同法とは違った独自の保険制度の基準となります。

救助の種類	支払基準および限度額	支払期間	支払対象となる具体例
① 避難所の設置	1人1日あたり 330円もしくは1事故 10万円のどちらか高い 金額を限度とした実費 (災害救助法の支払基準) 1人1日あたり330円以内を限度とした実費	避難指示等の 発令日から 7日以内	ブルーシート、毛布、紙おむつ、蚊取線香、安全キャンドル、乾電池、軍手、折りたたみ式簡易トイレ等生活用消耗品購入費用(再調達価格) 
② 炊き出し その他による 食品の供与	1人1日あたり 1,160円を限度とした 実費	避難指示等の 発令日から 7日以内	おにぎり、弁当、パン、調理済み食品等購入費用 
③ 飲料水等の 供給	被保険者の 区域における 通常の実費	避難指示等の 発令日から 7日以内	飲料水そのもの、ミネラルウォーター、ペットボトル入りのお茶・ジュース・清涼飲料水、紙コップ等購入費用 
④ 被服、寝具 その他 生活必需品の 給与または 貸与	災害救助法 災害基準と同額	避難指示等の 発令日から 10日以内	被服、下着、寝具および身の回り品、日用品、炊事用具、食器、光熱材等購入費用 

※災害救助法の救助の種類にある、応急仮設住宅の供与、被災者の救出、埋葬などは、災害対策費用保険制度では対象としておりません。

救助の種類	支払基準	支払期間	支払対象となる具体例
⑤ 医療および 助産	ア. 医療 (ア) 医師・救護班等 使用した薬剤、治療材料、 医療器具破損等の実費 (イ) 病院または診療所 国民健康保険診療報酬の額 (ウ) 施術者 協定料金の金額 イ. 助産 (ア) 医師・救護班等 使用した衛生材料等の実費 (イ) 助産師 慣行料金の100分の80以内の額	医療 避難指示等の発令日 から14日以内 助産 避難指示等の発令日 の以前または以降から 7日以内	医師・救護班: 薬剤、治療材料の支給、処置、手術その他の治療および施術のための実費。病院・診療所への収容、看護等費用の実費 助産: 助産の提供に支出した実費 
⑥ 学用品の 給与	ア. 教科書および教材 通常の実費 イ. 文房具および通学用品 1人あたりの支払限度額 (ア) 小学校児童 4,500円 (イ) 中学校生徒 4,800円 (ウ) 高等学校等生徒 5,200円	避難指示等の 発令日から (教科書)1か月以 内(文房具および 通学用品)15日 以内	教科書、文房具、通学用品を給与するため支出した費用 
⑦ 救助のための 輸送費	被保険者の区域における 通常の実費	救助の実施が 認められる期間 以内	①から⑥までの救助に要した費用 
⑧ 応急救助費	時間外勤務手当、 消防団員の出勤手当、 旅費、消耗品費、燃料費、 食糧費、光熱水費など 災害救助法の救助の種類である応急救助のための賃金職員雇上費や救助に要した事務費などとは、基準が異なります。	救助の実施が 認められる期間 以内	時間外勤務手当、旅費、消耗品費、庁舎等暖房用燃料、ガソリン代、電気料、水道料、ガス代 

ケース1

Aプラン加入
1事故500万円支払限度
支払割合100%

フェーン現象の影響により自然発火による林野火災が発生。暴風警報が発令されており、近隣の住宅に燃え広がる恐れがあったため、避難指示を発令。延べ100人が避難。午後2時発令、翌日午前7時解除。避難所設置数2箇所設置し、超過勤務手当支給対象者90名。消防団員50名出動。

	計算の根拠	費用金額
避難所の設置	毛布クリーニング代実費 80,000円<1事故10万円の上限内 ※詳細はP2参照	80,000円
食料供給費用	弁当代実費 111,000円<116,000円 (延べ人数100名×1日間×1,160円)の上限内	111,000円
飲料水供給費用	災害時用備蓄水ペットボトル(500ml)×300本 1本120円	36,000円
応急救助費	職員超過勤務手当 「避難所配備職員」 50名×1,500円×13時間=975,000円 「災害対策本部職員」 40名×1,500円×13時間=780,000円 消防団員出動手当 50名×3,000円=150,000円	1,905,000円
合計	* 合計支払保険金 2,132,000円 <500万円の支払限度内	2,132,000円

(注1)「延べ人数」とは避難指示等を受けて、避難所に避難した実人数であり、人数×日数で算出されます。1日のうちに1人が何度出入りしても1名としてカウントされます。

(注2)「ケース1」では消防団員の出動手当を1回3,000円で計算しております。実際の支払金額は各自治体の条例に定めた金額となります。

ケース2

Bプラン加入
1事故300万円支払限度
支払割合50%

台風による大雨のため高齢者等避難を発令。延べ133人が避難。月曜夕方から火曜日早朝まで、5箇所の避難所を開設。各避難所には2名の職員を配置。本部に災害対策本部を設置し、5名の職員を常駐。

	計算の根拠	費用金額
避難所の設置	毛布クリーニング代実費 85,120円<1事故10万円の上限内 ※詳細はP2参照	85,120円
食料供給費用	弁当代実費 295,260円<308,560円 (延べ人数133名×2日間×1,160円)の上限内	295,260円
飲料水供給費用	災害時用備蓄水ペットボトル(500ml)×2本×133名 1本100円	26,600円
医療・助産費用	救護班による患者1名に対する手術、治療および薬剤投与に係る治療実費 53,000円	53,000円
1から6までの輸送費用	医療のための輸送費用 20,000円	20,000円
応急救助費	職員超過勤務手当 「避難所」3.6万円(月曜から火曜朝の超過勤務手当) ×5ヶ所×2名=360,000円 「災害対策本部」3.6万円(同上)×5名=180,000円	540,000円
合計	* 合計支払保険金 509,990円 <300万円の支払限度内 高齢者等避難発令 50%の支払割合適用となるため 1,019,980円×50%=509,990円	1,019,980円

※上記は想定事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。

Q1 「高齢者等避難の発令」には、支払割合(50%)が設定されていますが、次の(1)と(2)の具体的なケースにおいて、支払割合はどうなりますか?

(1)当初、高齢者等避難を発表していたが、雨が強まったことから、その後、避難指示を発令

A 全て、支払割合100%となります。

同一地区で高齢者等避難に続けて避難指示が発令された場合、保険金の支払いにあたっては、適用する支払割合が高い避難指示(支払割合100%)の発令を優先適用します。

(2)同一町村において早朝からの大雨に対して、以下のとおり避難指示等を発令した。

- ・A地区に高齢者等避難(支払割合50%)
- ・B地区に避難指示(支払割合100%)

A 全て、支払割合100%となります。

同一災害において、同一町村内で地区毎に避難指示等の種類が混在する場合、保険金の支払いにあたっては、適用する支払割合が高い避難指示(支払割合100%)の発令を優先適用します。

上記(1)と(2)の具体的なケースのように1つの事故において町村が複数種類の避難指示等を発令した場合には、適用する支払割合が高いものをその事故で適用する支払割合とします。

Q2 消防団員の出動手当ではこの保険の対象となりますか?

A 2018年度より、消防団員の出動手当でも対象となりました。

※一部事務組合所属の消防団員の出動手当については対象外になる場合がございますのでお問い合わせください。

Q3 備蓄の食糧を提供した場合、消費した備蓄を再度購入する費用はこの保険の対象となりますか?

A 消費した備蓄食料と同じ量の食料を再度購入する費用が対象となります。

(ただし、1人1日あたり1,160円が限度)

Q4 この保険のお支払要件である自然災害とはどのような災害ですか?

A 基本補償のみの加入の場合は地震、噴火またはこれらによる津波以外の全ての自然災害*が対象となります。例えば、自然発火による森林火災、地震が原因でない地割れ等。地震・噴火・津波オプションにも加入する場合は全ての自然災害*が対象となります。

※ただし、災害救助法の適用を受けた災害は除きます。

Q5 周辺地区にあるコンビニ店が営業していたので、弁当、おにぎり、パン等の食料品を調達した。これらの食料品購入費用はこの保険で対象となりますか?

A この保険の対象となり、保険金をお支払いします。

Q6 地震・噴火・津波オプションにのみ加入することはできますか?

A 加入できません。地震・噴火・津波オプションは基本補償に加入の場合のみ追加で加入できます。

Q7 感染症対策のため、避難所の代わりにホテルを借りる場合の費用は保険の対象となりますか? また、感染症対策として使用するマスク、消毒液等は対象となりますか?

A 避難所としてホテルを借りる場合は「避難所の設置」費用で対象となります。ただし、避難者1人1日あたり330円もしくは1事故10万円のどちらか高い金額を限度とした実費となります。また、マスク、消毒液等は「応急救助費」の消耗品費として対象となります。

※このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、手引をご参照ください。

問い合わせ先 (取扱代理店) 株式会社千里 〒100-0014 東京都永田町1-11-32 全国町村会館西館内 TEL 03-5512-4750 (受付時間:平日の午前9時半から午後5時まで)	(引受保険会社) 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第三課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-5408 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)
---	---

1 ログイン画面

A ログインすると、各町村専用サイトへ。

3 住民の声

株式会社ウェザーニューズのサポーター(全国およそ900万人)から寄せられるウェザーレポートから、防災減災に関わるコメントをウェザーニューズ独自の最新技術を使って瞬時に抽出、分析、数値化し、一定の基準値に達したらアラートします。地域にお住まいの方が今起こっている自然現象にどんな感情を持っているか、自分の周囲でどんな被害が発生しているかなどのコメントを表示画面で見ることができ、避難所開設などのいち早い判断をするための気づきになります。都道府県単位の表示、町村単位の表示切り替えが可能です。

D 都道府県単位、町村単位の切り替えが可能。

E 住民の方からの防災減災に関するレポートを表示。

2 雨のお知らせ

一般的には、一時間に50mm降れば道路冠水、一日に200mm降れば土砂災害の危険性が高まると言われます。ただ、地域特性によって被害の起きる雨量には差があります。地域特性を良く知る自ら雨の基準値を調整して設定することができ、設定した雨量の80%、100%、120%の実況または予測でアラートすることで、いち早く自然災害リスクに気づくことができます。

B 設定した雨量値の80%以上で表示。100%、120%で色が変化。

C 48時間先までの予想雨量を確認。

4 アラート設定画面

雨のお知らせの基準値は、気象的な観点からみた基準値の時間50mm、連続200mmに設定済みで、自ら変更可能です。基準値が最初に設定してあるため、メールアドレスを登録すればアラートを受け取ることができます。メールアドレスは最大10アドレスまで登録可能です。また、住民の声アラートは最新技術で系統的に判定するため、設定はアラートを受け取るかどうかのチェックだけです。

F 設定値の変更も可能。

G アラートは、メールアドレスを登録するだけ!